

大分県後期高齢者医療広域連合一般会計等財務書類における注記
当会計年度 令和3年4月1日から令和4年3月31日

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

備忘価格1円としています。

② 無形固定資産

該当ありません。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

該当ありません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当ありません。

(4) 有形固定資産の減価償却の方法

定額法を採用しております。

耐用年数は以下のとおりです。

小型貨物自動車 5年

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

(6) 資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（短期投資等）を資金の範囲としています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2 重要な会計方針等の変更

重要な会計方針等の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

該当ありません。

5 追加情報

(1) 全体会計財務書類の対象範囲

一般会計

後期高齢者医療特別会計

(2) 出納整理期間について

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。